

2020年1月20日

経済産業省 資源エネルギー庁 長官官房
エネルギー制度改革推進室
パブリックコメントご担当者様

日本生活協同組合連合会
専務理事 藤井 喜継

「再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会 中間取りまとめ（案）」に関する意見

生活協同組合は、消費者が共通の利益を実現するために協同して運営する組織です。「人間らしい暮らしの創造と持続可能な社会の実現」を理念に掲げ、地域や地球環境の持続可能性を大切にされた事業と活動を推進しています。

なかでも、人々の暮らしや社会を脅かす地球温暖化の問題については1990年代から危機意識を抱いており、省エネルギーなどの対策を進めてきました。2004年からは、事業における温室効果ガスの排出削減を確実に進めるために自主的に削減計画を策定し、現在は2050年に90%削減、2030年に40%削減（2013年比）という目標のもと、全国の生協で取り組みを推進しています。

生協は、省エネルギーのみならず再生可能エネルギーの利用・開発にも取り組んでいます。東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機に、日本生活協同組合連合会は全国の生協とともにエネルギーの在り方を検討し、原子力発電に頼らないエネルギー政策への転換と、再生可能エネルギーの急速拡大などについて政策決定者に向けて提言を行いました¹。生協はそれ以降、日本における再生可能エネルギーの導入量を拡大するために、「創って、使って、広げていくこと」を取り組みの軸に据え、再生可能エネルギーの利用のみならず、自らが関わって再エネを創ることに力点を置いて取り組んできました。FIT制度を活用しながら太陽光発電を中心に開発を進め、これまでに設備容量98MW（発電量1.8億kWh相当）²の再エネを創出するに至っています。

しかし、パリ協定の求める水準をふまえるならば、さらなる努力が必要です。そのため将来的には、全国の生協が事業で使用する電力の100%分に相当する再生可能エネルギーを生み出したいと考え、設備容量500MW（発電量10億kWh相当）の再エネを創り出すことを目指しています。これを受けて現在は、「地域コミュニティ」「協同・パートナーシップ」「持続可能性（サステナビリティ）」の3点を開発にあたっての大切な視点とし、2030年までの開発ロードマップを検討しているところです。

以上の立場から、この「再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会 中間取りまとめ（案）」に記載された施策が、日本の気候変動対策を加速させ、地域主体の再生可能エネルギー開発が促進される中身となることを期待し、下記4点を要望します。

¹ 2012年、日本生協連に設置した「エネルギー政策検討委員会」が「エネルギー政策の転換をめざして」をとりまとめた。

² 全国生協の稼働済み発電所の合計値。2019年12月時点。日本生協連調べによる。

1 【該当箇所】

I. 電源の特性に応じた支援制度

i. 競争電源にかかる制度の在り方（P4） 等

【意見概要】 FIT 制度からの自立化については、電源ごとの状況や市場の整備状況、ならびに電力システム改革の進捗を考慮しながら慎重に進めるべきです。

【意見詳細】

FIT 法の抜本見直しにあたり、賦課金の抑制による国民負担の軽減や、将来的な市場統合の方向性については異論ありません。FIT に代わる制度としての FIP 制度も選択肢の 1 つになりうると考えています。

しかし、競争電源と整理されている風力発電については、導入量が十分に増えておらず、諸外国と比べると機器・工事費・運転維持費などが高コストな状況が続いています。また、FIP 制度を導入するための前提条件となる、市場環境の整備や系統制約も解消されていません。

このことから、早急にポスト FIT への制度移行を進めるのではなく、電源ごとの導入・コスト状況や、系統制約の解消につながる電力システム改革の進捗状況、市場環境の整備状況を考慮しながら慎重に進めていくことが重要だと考えます。少なくとも、制度移行のための環境整備を優先させ、発送電分離が十分に行われたことが確認されたあとの実施とすべきです。

【理由】

FIT 制度が再生可能エネルギーの導入拡大に一定程度貢献してきたことは評価すべきです。これにより太陽光発電については導入量が増加しコスト低減も進みました。しかし、風力発電については必ずしも十分とは言えません。2017 年度の導入量は、再エネ全体で 16%であるなかで風力発電は 0.6%にとどまっています。コストについても委員会検討資料³のなかで「機器・工事費・運転維持費などが高コスト」と整理されています。

また、消費者にとって賦課金の負担が今後も増え続けることは看過できない問題ではありますが、2019 年度の水準は 2.95 円/kWh であり、ドイツの 2012 年度の水準の 3 分の 2 程度であることには留意する必要があります。

本来 FIP は、再エネの導入が一定程度進み、系統制約が解消され、市場競争可能な状況になったために、固定価格を改めるとともに直接販売に移行する形で実施されるべきものです。しかし日本において、これらの前提条件は満たされていません。直接販売のための環境整備は不十分です。系統制約に関しては発送電分離が制約解消のための第一歩となるはずですが、それが効果を表すまでに 2～3 年を要すると考えられます。

以上のことから、ポスト FIT への制度移行については、これらの状況を考慮しながら慎重に進めるべきと考えます。

³ 第 13 回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会「FIT 制度の抜本見直しと再生可能エネルギー政策の再構築」 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/013_01_00.pdf

2 【該当箇所】

I. 電源の特性に応じた支援制度

ii. 地域活用電源に係る制度の在り方

(1) 地域へのアウトプットへの考え方 (P8-9)

(3) 各電源類型への適用 (P10-11) 等

【意見概要】「地域活用電源」について、当面は FIT 制度の基本的枠組みが維持されるという方向性に賛同します。しかし、対象となる要件に関し、「自家消費型」太陽光発電について 50kW 未満に限定すべきではありません。また、「地域消費型（地域一体型）」については、当該地域が関与した発電事業も対象とすべきです。

【意見詳細】

災害時のレジリエンス強化やエネルギー地産地消が期待される「地域活用電源」として、太陽光発電の自家消費や、地域と一体となった小水力発電やバイオマス発電などが評価され、当面は現行の FIT 制度の基本的な枠組みが維持されるという方向性については賛同します。

しかし、自家消費型のなかで FIT 制度の対象となる小規模事業用太陽光発電に関しては、50kW 未満のみとされています。50kW 以上の高圧設備については地域での活用実態やニーズを見極めつつ引き続き検討が必要と記載されていますが、将来的な可能性も広く考慮し 50kW 以上も対象に含めるべきと考えます。

また、地域消費型（地域一体型）の要件として、災害時に当該再エネ発電設備で生み出された電気・熱を地域に供給するなど、レジリエンス強化に関わる内容が強調されています。エネルギーの地産地消や地域一体型という考え方からすれば、再エネ発電事業に地方自治体や地域の市民が出資をするなど、地域の主体性が一定程度あるものについても対象に含めるべきと考えます。

【理由】

省エネルギーやレジリエンス強化の点からも太陽光の自家発電・自家消費は今後ますます重要になると考えます。また、小水力発電やバイオマス発電の導入がさほど進んでおらず、発電コストの低減も進んでいないことから、これらの発電事業が当面は FIT 制度の対象とされる点については理解できます。

しかし、対象となる自家消費型の太陽光発電が 50kW に限定されている点に関しては再考が必要と考えます。全国の生協では大型の店舗や宅配センター、物流施設に 50kW を超える太陽光発電設備を載せており、今後も設置拡大を検討しています。また、学校や公民館などの公共施設でも 50kW 以上の発電設備を載せる場合もあるでしょうし、あるいは大型のアリーナに設置して自家消費と売電を行うケースも考えられます。その意味で、現時点で 50kW 未満に限定することは得策ではありません。

地域消費型（地域一体型）については、レジリエンス強化の観点が強く出ているものの、地域の再生可能エネルギーを増やし、地域経済に貢献し、地域コミュニティの維持につながる要件には必ずしもなっていません。「地域一体型」、地域重視の再エネを推進するためには、地域住民や自治体が関与した発電事業を評価できるような要件と制度にすべきと考えます

3 【該当箇所】

I. 電源の特性に応じた支援制度

ii. 地域活用電源に係る制度の在り方

(2) 地域からのインプットの考え方 (P9) 等

【意見概要】 地域活用電源の対象となるバイオマス発電に関しては、ライフサイクル GHG 排出量の観点からも検討すべきです。

【意見詳細】

生協では、木質バイオマス発電や食品残渣を燃料としたバイオガス発電に着手しており、今後さらに拡大していきたいと考えています。その意味で、「地域活用電源」としてバイオマス発電が引き続き FIT 制度の対象となる点については評価をしています。

ただし、対象となるバイオマス発電については、燃料輸送から発電時まで含めて全体として温室効果ガス削減につながる事が重要です。そのため、海外燃料を用いたバイオガス発電事業など、ライフサイクルで見たときに温室効果ガスが大きく増加する場合は対象外とすべきと考えています。

【理由】

地域活用電源の詳細設計にあたっては、地域に賦存する資源・エネルギーの活用という点のみならず、温室効果ガスの削減につながり、脱炭素社会の実現に資するかどうかを重視されるべきです。しかしバイオマス発電は、燃料となる木材が地域外あるいは海外からの輸入が可能なため、場合によっては輸送にともなう温室効果ガスが発生し、脱炭素化に十分貢献できないおそれもあります。

そうした事態が生じないように、発電時のみならず燃料の採取から輸送、発電まで含めたライフサイクル全体での温室効果ガス排出量を確認のうえ、FIT 制度の対象にすべきバイオマス発電を検討する必要があると考えます。

4 【該当箇所】

III. 再エネ主力時代の次世代電力ネットワーク

i. プッシュ型の系統形成と負担費用 (P18) 等

【意見概要】 国として再エネ導入に関する目標値を引き上げたうえで合理的な利用と中長期の計画的な系統形成を進め、計画の進捗状況について公開すべきです。また、系統整備費用の負担方式は消費者にとって透明性の高い仕組みとすべきです。

【意見詳細】

再生可能エネルギーの開発と導入が進むにつれ、大規模な系統制約が顕著になってきました。電源からの要請に都度対応する「プル型」の系統形成から、将来的な電源ポテンシャルを考慮し、計画的に対応する「プッシュ型」の系統形成へという方向性については異存ありません。

しかし進め方に関しては、現行のエネルギーミックスにおける再エネの水準を引き上げたうえで、これをふまえて中長期的な系統整備を進めるべきと考えます。再エネ導入の水準については、早期の脱炭素社会実現と、それに資する再エネの大量導入を支えるため、

2030年には最低でも30%、将来的には先進国水準である50%以上となるようにすべきです。また、システムの合理的な利用という視点も欠かせません。系統運用や系統接続において原子力などのベース電源を優先するのではなく、少なくとも中立であるべきです。そして、こうした系統整備計画の進捗状況については、再エネ発電事業者にはもちろんのこと広く情報開示することが重要です。

また、地域間連携線等の系統増強にかかる費用の負担に関しては、消費者にとって透明性の高い仕組みでなされるべきと考えます。

【理由】

計画的な系統形成に関しては、中長期の意欲的な再エネ導入目標が欠かせません。ある調査によれば、海外では国や州の再エネ目標に基づき中長期的な系統計画が策定されています。たとえばアメリカのテキサス州では、州の再生可能エネルギー目標達成のために、2005年に「再生可能エネルギーゾーン」系統計画が策定され、2014年に系統整備が完了しました。これにより、11GWを超える風力発電が新たに系統に接続されるといった成果が出たとされています。しかし、日本のエネルギーミックスにおける2030年の再エネ導入水準は22~24%と大変低くなっています。再エネの大量導入を支える系統計画の策定には、より意欲的な水準にすることが欠かせません。

また、系統運用や系統接続に関しては、ドイツでは再エネの優先接続、優先給電ルールがありますが、日本には先着優先の考え方が残り、優先給電も原子力などのベース電源に劣後します。これでは再エネ発電事業者側にとって、再エネを開発するためのモチベーションが働きません。再エネを優遇するか、少なくとも中立であることが重要であり、こうした視点も系統計画策定においては重要と考えます。

このうえで、作成された系統計画の進捗状況に関しては、より積極的な再エネ開発につながるように、発電事業者や消費者、金融機関、投資家、自治体など様々なステークホルダーに広く開示される必要があります。

また、これらの系統増強にかかる負担方式については、賦課金方式にせよ他の方式にせよ、負担する消費者にとって透明性が高い仕組みであることが重要と考えています。

以上